

銀行によるIFRS第9号の 減損の要求事項の導入

- GPPCから発出された「The implementation of IFRS9
impairment requirements by banks」の概要 -

2016年7月
有限責任監査法人トーマツ



目次

本文書の概要	2	【セクション2】 主要なモデルの原則	15
Executive summary	3	1 予想信用損失の方法論	16
【セクション1】 ガバナンス責任者が注目すべき主な領域	5	2 債務不履行	20
1 全般	6	3 債務不履行確率:PD	22
2 ガバナンス及び統制	7	4 エクスポージャー期間、デフォルト時エクス ポージャー:EAD	25
3 高度化及び均衡	9	5 デフォルト時損失率:LGD	31
4 移行に関する論点	12	6 割引	36
5 監査役等が議論を望むであろう疑問点10項目	14	7 ステージ評価	39
		8 マクロ経済予測及び将来予測的な情報	47

本文書の概要

目的・作成主体・対象者とその内容等

- **目的:** 当文書は、予想信用損失(ECL)の会計処理の高水準な導入、及びその移行段階において、ガバナンス責任者による経営者の進捗評価の支援を目的としている。
- **作成主体:** グローバル・パブリック・ポリシー委員会(GPPC)とは、監査及び財務報告における品質を高めることを公益目的とする、国際的な6大会計事務所ネットワーク(BDO、Deloitte、EY、Grant Thornton、KPMG及びPwC)の代表によるグローバル・フォーラムである。
- **対象者:** 一義的にはシステム上重要な銀行(G-SIBs)の監査委員会に向けて発出されており、また当該銀行のガバナンス責任者(セクション1)や、財務・リスク管理・IT担当役員(セクション2)を支援の対象としている。
- **内容:** 大きくセクション1とセクション2に分かれる
 - セクション1: ガバナンス責任者にとっての重点分野を議論しており、ガバナンス及び統制の枠組み、ECLへの高度化アプローチの考え方、IFRS第9号への移行時における問題、監査役等における要注目点・要議論点などが記載されている。
 - セクション2: ECL会計の適用に関する主要な構成要素について、セクション1よりも詳細に説明している。また「高度なアプローチ」「より単純なアプローチ」に大別し、自行がいずれのアプローチを適用すべきかの検討に資する要素を提示している。加えて、IFRS第9号の要求事項に準拠しない例に関する情報を提供している。
- **その他:**
 - IFRS、バーゼル委員会の「信用リスク及び予想信用損失に関するガイダンス」(GCRAECL)、金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループ(ITG)の会議に関するIASBスタッフ・サマリーを補完する内容となっている。
 - 当文書では2016年6月に実施された米国基準の減損会計の変更を反映していない。また関係者が経験を積むにつれ新たな課題や知見が出現する可能性があるが、それに伴い当文書は今後更新及び修正する可能性がある。

Executive summary (1/2)

セクション1

■ ガバナンス及び統制:

- IFRS第9号への移行前後、移行過程において、有効なガバナンス及び統制の枠組みを設置すべき。これを達成するための、「貸出事業におけるリスク管理部門」、「財務及びリスク管理等の監督部門」、「内部監査部門」のすべてを活用する必要。特に、「データの質及び入手可能性」「手法及びモデリング」「システム、プロセス及び内部統制」の領域が重要。
- 監査委員会は、リスク管理の枠組みに関する明確な概要把握とともに、銀行の内部統制の有効性とIFRS第9号に準拠した財務報告の信頼性をモニタリングすることが必要。特に注目すべき領域には、「IFRS第9号の導入計画、重要な決定及び結果に関する適時のモニタリング、レビュー及びチェック」「ECLの見積りに関する主要業績評価指標(KPI)の設定、及び当該KPIの定期的な報告プロセスの構築」「EDTFの提案や規制当局及び投資家の期待を考慮した、質の高い開示を行うための移行前後、移行過程における計画の立案」。

■ 高度化及び均衡:

- 明らかに関連性のある情報の取得又は展開については、過度に負担が大きいと決定する前に注意が必要。
- 規制目的又はリスク管理目的で既に関連情報を収集し使用している場合、同データをIFRS第9号目的で使用することを予想。しかしデータ量の増加または分析の複雑性や詳細度の増加は、限界的費用によって過度に負担をかけて得られるアウトプットの品質において、限界的な改善にしかつながらないであろう。
- ECL要求事項の導入において要求される高度化レベルを決定するため、企業レベル／ポートフォリオレベルの要因を検討。

■ 移行に関する論点:

- 既存の方針及び実務をIFRS第9号に基づく目的に適合させるために、特に「信用パラメーター」「規制モデルの使用」「条件変更及び認識の中止」「契約条件」の観点における検討が必要。

Executive summary (2/2)

セクション1(続き)

■ 移行に関する論点:

- IFRS第9号は、過去に当初認識された取引についても、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用し、ECLの測定を実施することを要求している。しかし、データの入手可能性の観点から、過去のデータの導出又はモデルが単純化される場合がある。ガバナンス責任者は、これらの単純化が許容できないバイアスを含むのかどうかを明示的に検討することが重要。

■ 監査役等が議論を望むであろう疑問点10項目:

- 監査委員会が、主に上級管理職との協議に際して利用し得る10の質問を列挙。

セクション2

- 多くの銀行は、受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローの決定において、貸借対照表日以降の各期間に発生する限界損失の合計としてECLを計算する限界損失合計アプローチを適用する予定。
- 限界損失は、債務不履行時のエクスポージャー及び損失並びに各期間における債務不履行の限界確率(期間Xまで存続しているエクスポージャーを条件とする、期間Xにおける債務不履行の確率)を見積もる個々のパラメータから算出されることから、「①予想信用損失の方法論」「②債務不履行」「③債務不履行確率:PD」「④エクスポージャー期間、デフォルト時エクスポージャー:EAD」「⑤デフォルト時損失率:LGD」「⑥割引」「⑦ステージ評価」「⑧マクロ経済予測及び将来予測的な情報」の8つの項目に分けて、高度化アプローチ、より単純なアプローチ、IFRS第9号に準拠しないものについて例示列挙。

【セクション1】 ガバナンス責任者が注目すべき主な領域



1 全般

- 銀行の取締役会及び上級管理職は、効果的な内部統制の仕組みを含む、適切な信用リスク管理体制を確保し、IFRS第9号のほか、自行が規定した方針や関連監督指針に準拠した、十分な予想信用損失(ECL)の算定に責任を負う。(1.1.1)
- 本セクションは主にガバナンス責任者を対象としているが、IFRS第9号の導入に関わるすべての当事者が熟知すべき原則である。(1.1.1)

2 ガバナンス及び統制(1/2)

- 企業の規模や複雑さにかかわらず、IFRS第9号の導入には、上級管理職による多大な事前かつ継続的取組みに加え、信用リスクに関する管理システムや財務報告システム、プロセス、内部統制の大幅な変更が必要となる。(1.2.1)
- ECLの見積りは、複雑で本質的な判断を必要とし、直ちに入手可能でない場合もある広範なデータ(例:将来予測情報、経営者の仮定)に左右される。即ち、潜在的影響の観点から、財務諸表に影響を与える重大なリスクが存在することを意味しており、重要な財務上・規制上の測定指標に影響を与える可能性がある。したがって、ECLは良好な統制環境において算定することが重要となる。(1.2.2)
- IFRS第9号への移行前・移行中・移行後において、有効なガバナンス及び統制の枠組みを設置すべきであり、これを達成するための3つの「ディフェンス部門」(即ち、貸出事業におけるリスク管理部門、財務及びリスク管理等の監督部門、及び内部監査部門)のすべてを活用する必要がある。以下の領域が特に重要となる。(1.2.3)
 - データの質及び入手可能性:経営者は、従来入手していなかった、又は入手できるが従来財務報告に利用していなかった新たな信用リスク情報の入手と、それらに関連する適切なガバナンス及び統制が必要となる。
 - 手法及びモデリング:経営者にとっての重要な課題は、新たなECLの手法やモデルの開発の際に、モデルが「ブラック・ボックス」にならないようにすること、及びECLの算定結果を理解し、社内外に明確に説明できるようにすること、また同時にECLの見積りの複雑性に配慮することである。有効な監視を行うために、組織全体に対する強固なガバナンス及び統制が必要となる。
 - システム、プロセス及び内部統制:継続的に、IFRS第9号による測定と関連する開示を短期間で行うために、関連する統制も含め、十分に自動化・合理化を行い、所定の期間内に適切なレビューやチェックを受けた信頼性のある結果を得られるような、システム及びプロセスを構築し、変化にも適時に対応することが必要になるものと想定される。そのため、強力なガバナンス及び統制は特に重要となる。これらの目的すべての達成に係る移行前後、移行過程におけるコストは、管理職の時間に加え直接的支出のいずれの点に関しても、多額になる可能性がある。

2 ガバナンス及び統制(2/2)

- 監査委員会は、リスク管理の枠組みに関する明確な概要把握とともに、銀行の内部統制の有効性とIFRS第9号に準拠した財務報告の信頼性をモニタリングすることが必要となる。我々は、ガバナンス責任者が、IFRS第9号への移行プログラムとその継続的遂行に関して、明確な指揮命令系統を構築し説明責任を確立することを推進している。例えば、より強力に監視に特化することを目的として、取締役会の小委員会(構成員は非業務執行役員及び上級管理職の代表)を設置することが考えられる。ガバナンス責任者が特に注目すべき領域としては、以下が挙げられる。(1.2.4)
 - IFRS第9号の導入計画、重要な決定及び結果に関する適時のモニタリング、レビュー及びチェック: IFRS第9号の適用の切迫度とその複雑性、重要性から、導入プロジェクトの後半の段階で方向性を変更することは困難となる場合があり、その結果、準拠性違反のリスク上昇や、多額のコスト及び大幅な管理労力が追加的に必要となることが考えられる。
 - 仮定及び手法が、事業運営やリスク管理業務、戦略と整合しているかの検討: 他の領域に関する報告や計画で使用している仮定及び手法との整合性の判定が含まれる。整合していない場合には、その理由及び必要となる変更について検討する。
 - 従来は存在していなかった、又は財務報告に利用していなかったデータ、モデル及びシステムの大部分に関連する、データの完全性及びモデルの有効性に焦点を当てた、ECL見積り及び報告に関する強固なガバナンスと統制フレームワークの構築
 - ECLの見積りに関する主要業績評価指標(KPI)の設定、及び当該KPIの定期的な報告プロセスの構築: KPIは、難易度の高い目標の達成状況の把握や、組織内外への業績説明に用いられる場合がある。
 - Enhanced Disclosure Task Force(EDTF)の提案や規制当局及び投資家の期待を考慮した、質の高い開示を行うための移行前後、移行過程における計画の立案: 監査委員会は、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解し得るという目的に開示が合致しているかについて、評価を行うことが必要となる。新たな減損規定の適用に伴い、想定される手法及び判断の範囲や、見積りの不確実性が高まることから、明瞭かつ透明性の高い開示を行うことは、銀行間の比較が可能な情報に関心のある外部利害関係者からの信頼を維持する上で不可欠となる。

3 高度化及び均衡(1/3)

- 減損は、銀行の財務諸表に対して通常重要であり、その判断は通常複雑で、財務諸表上の認識額に重要な影響を与える。
(1.3.3)
- 明らかに関連性のある情報の取得又は展開については、過度に負担が大きいと決定する前に注意が必要である。特に、銀行が規制目的又はリスク管理目的で既に関連情報を収集し使用している場合、同データをIFRS第9号目的で使用することが予想されるだろう。しかし、多くの場合、データ量の増加又は分析の複雑性や詳細度の増加は、限界的費用よって過度に負担をかけて得られるアウトプットの品質における、重要でないか、もしあるとしても限界的な改善にしかつながらないであろう。
(1.3.3)

3 高度化及び均衡(2/3)

- 銀行が特定のポートフォリオについてIFRS第9号のECL要求事項の導入において要求される高度化レベルを決定するのを助けるために、次の要因が検討されるかもしれない。(1.3.6)
 - 企業レベルの要因
 - 分類(例えば、G-SIFI、D-SIB等)によって示される、銀行によってもたらされるシステミック・リスクの程度又は規制監督の程度
 - 発行済債券及び株式の上場ステータス及び所有権の分布
 - 公益企業としてのステータス
 - バランスシート及びオフバランスシートの信用エクスポージャーの総量
 - 過去の信用損失の水準及びボラティリティ
 - ポートフォリオ・レベルの要因
 - 企業のバランスシート合計及び信用エクスポージャーに対するポートフォリオのサイズ
 - ポートフォリオ内の商品の複雑性
 - 規制資本の方法論(すなわち、先進的内部格付手法:AIRB、基礎的内部格付手法:FIRB又は標準的手法:SA)、ストレステストの方法論、価格決定の方法論等の他の融資関連モデルの方法論の高度化
 - ポートフォリオに関して利用可能な関連データの範囲(ただし銀行が現在有しているデータのみには制限されない)
 - ポートフォリオに関して経験した過去の信用損失の水準
 - ポートフォリオから発生する将来の潜在的信用損失の水準及びボラティリティ

3 高度化及び均衡(3/3)

- 異なるタイプのポートフォリオに対するこれらの要因の適用の説例(1.3.7)
 - 重要な過去の及び潜在的な将来の信用損失があり、広範な利用可能データをもつ、個別に条件設定された融資枠の重要なポートフォリオ。銀行は通常、このポートフォリオに関して高度化されたアプローチを使用することが期待されるだろう。
 - 重要でない過去の及び潜在的な将来の信用損失がある、特定地域におけるモーゲージローンの重要でないポートフォリオ。この特定地域における現地の規制当局がより高度化されたアプローチを要求するようになると認識していない限り、銀行が通常、このポートフォリオに関してより単純なアプローチを使用することは正当化されるだろう。
- より単純なアプローチは、適切な信用エクスポージャーのポートフォリオに適用される場合には、必ずしもより品質の低いアプローチになるとは限らない。ポートフォリオ全体について、ECLアプローチ(例えば、債務不履行の確率(PD)モデル、ステージング評価、セグメンテーション等)のすべての単一の構成要素が同じ高度化レベルにある必要はないかもしれない。しかし、ポートフォリオ全体よりも高度化レベルの低い個々の構成要素の使用については個々に正当な理由を提供することが期待される。さらに経営陣は、どのように開示上、財務諸表利用者に対して異なるアプローチの使用について適切に説明するかを検討する必要がある。(1.3.8)

4 移行に関する論点(1/2)

IFRS第9号のECLアプローチを支持する既存の方針及び実務

- IFRS第9号の ECLの計算を支え、既存の方針及び実務をIFRS第9号に基づく目的に適合させるために、どのような修正が要求されるかを銀行が検討する必要がある概念には次のものが含まれている。(1.4.3)
 - 信用パラメーター: 期日経過日数、相手先の信用格付等の信用パラメータを導出するために使用された方法論は、IFRS第9号に基づきこれらの使用が適切であることを確かめるためにレビューされる必要がある。IFRS第9号は、30日及び90日の期日経過を新しい反証可能なバックストップとして確立しているが、これらの測定基準の計算方法を定義していない。追加の検討をしない場合には、期日経過日数の以前の計算基礎が、たとえそれらが過度に単純化されているか又は整合性なく適用されている可能性があっても、IFRS第9号に組み込まれてしまうリスクがある。
 - 規制モデルの使用: 規制資本モデルは、IFRS第9号に基づく使用に適切なものとして適応させる必要がある。多くの銀行がIFRS第9号ECLを計算する目的で規制資本モデルを活用するだろう。しかしながら、これらのモデルは、IFRS第9号に基づく使用に適切なものとして適応させる必要があるだろう。これには修正(モデル内の資産の範囲の修正、会計上の定義との調整、バイアスにつながる規制上のフロア及びアドオンの除去等)が要求されるかもしれない。
 - 条件変更及び認識の中止: いつ資産の条件変更により認識が中止されるかを決定することが、IFRS第9号の下ではより重要になるだろう。条件変更は、信用リスクの著しい増大(significant increase in credit risk: SICR)の判定、債務不履行の確率及び債務不履行時損失率のモデリングに使用される資産の予想存続期間の決定に影響を与えるかもしれない。
 - 契約条件: 条件は商品の契約書のみに記載されたものよりも広義で、それらは他の関連契約を組み込むかもしれない。例えば、信用補完が契約条件と不可分かどうか判断することは、ECLがどのようにモデル化されるかに重要な影響を及ぼす可能性がある。さらに、契約条件は予想損失を予測する必要のある期間の決定においても非常に重要である。

4 移行に関する論点(2/2)

過去のデータの導出又はモデル化に使用される単純化

- 既存の貸付金に関するIFRS第9号の導入は、以前に実施されなかった分析の使用を要求することが多いだろう。新しいエクスポージャーのために企業が収集及び使用を開始する追加の情報は、過去に組成された貸付金については収集されていなかったかもしれない。(1.4.4)
- IFRS第9号は、特にSICRの判定において、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用することを企業に要求している。しかしながら、より古いエクスポージャーに関して組成時の信用リスクを決定するために利用可能な情報の品質及び範囲は、より最近の貸出及び将来の貸出に関して予想されるものよりも低い可能性がある。さらに、過去のデータにおける制限により、モデリングにおいて単純化(例えば、より古い貸付金の特定のポートフォリオのモデリングにおいてより高いレベルでの集約)が行われるかもしれない。(1.4.5)
- 移行時に存在する貸付金について、IFRS第9号は、銀行は過大なコストや労力を掛けずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することによって、当初認識時の信用リスクを「概算するように努める」べきであると要求している。そのために、以下の例示を提供している。(1.4.6)
 - 過去の情報がほとんどない場合
 - 内部の報告書及び統計からのデータ、類似した製品に関するデータ、比較可能な金融商品についての類似集団の経験を使用することができる。
 - 組成時において当該金融商品に関する比較可能な債務不履行の確率(PD)のデータを構築することができない場合
 - 組成時において許容可能と考えられていたであろう最高レベルと比較することが可能かもしれない。これは、ポートフォリオ中のエクスポージャーがすべて当初認識時点で十分に類似した信用リスクを有していた場合にのみ適切となる。
- 過去のデータの導出又はモデル化に使用される単純化をレビューする場合、ガバナンス責任者がこれらの単純化が許容できないバイアスを導入するかどうかを明示的に検討することが重要である。IFRS第9号7.2.20項が適切に適用される場合を除き、初度適用時の損失評価引当金をより大きく増加させるようなバイアスに関しては、単純化を正当化することができない。(1.4.8)

5 監査役等が議論を望むであろう疑問点10項目

- 監査委員会が、主に上級管理職との協議に際して利用し得る10の質問を列挙。(1.5)
 1. 2018年までに主要な判断に関する結論付けを行い、必要となるモデル及びインフラを構築及びテストし、ドライラン／パラレルランを実施し、高品質な導入を行うために実施されている計画は何か。(1.2)
 2. IFRS第9号に基づく使用に適切であることを確かめるため、銀行はデータ要件及び内部統制を含む、既存のシステム及びプロセスへの全ての変更を識別したか。(1.2及び1.4)
 3. 特にシステム及びデータソースがこれまで監査対象でなかった場合において、報告プロセス及び統制はどのように文書化及びテストされるだろうか。(1.2及び1.4)
 4. ポートフォリオ毎に予定されている高度化の程度はどのようなものであるか。また、なぜそれらが適切だと言えるか。(1.3)
 5. 重要な会計解釈及び判断は何か。また、なぜそれらが適切だと言えるか。(2.1-2.8)
 6. 「信用リスクの著しい増大」はどのように識別されるだろうか。また、選択された判断基準はなぜ適切と言えるか。(2.7)
 7. 非線形かつ非対称な影響を捉えるため、将来予測シナリオの代表的な範囲はどのように使用されるだろうか。(2.7と2.8)
 8. 予想信用損失の決定要因を監視し、主要な判断に対する効果的なガバナンスをサポートするため、どのようなKPI及び管理情報が使用されるだろうか。(1.2)
 9. IFRS開示要求はどのように満たされるだろうか。また、それらの開示はどのように比較可能性を促進するだろうか。(1.2)
 10. 導入における決定は、それらが依然適切であると確かめるためにどのように監視されるだろうか。(1.2、1.3、2.1.2.3、2.1.2.10、2.2.2.6及び2.7.3)

【セクション2】 主要なモデルの原則



1 予想信用損失の方法論(1/4)

- IFRS第9号は、金融商品の契約条件に基づいて銀行が受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと銀行が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額について確率加重した金額で、予想信用損失(ECL)金額を決定することを銀行に要求しているが、特定の方法や手法を詳細に示してはいない。(2.1.1.1)
- 多くの銀行は、受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローの決定において、貸借対照表日以降の各期間に発生する限界損失の合計としてECLを計算する限界損失合計アプローチを適用する予定である。限界損失は、債務不履行時のエクスポージャー及び損失並びに各期間における債務不履行の限界確率(期間Xまで存続しているエクスポージャーを条件とする、期間Xにおける債務不履行の確率)を見積もる個々のパラメータから算出される。(2.1.1.2)
- IFRS第9号に基づく12か月及び全期間のECLを算定するフレームワークの概略を示す。(2.1.1.3)
- ECL測定は偏りのないものであり(すなわち、保守的ではなく、かつ楽観的又は悲観的のどちらにも偏りのない、中立的なもの)、一定範囲の生じうる結果を評価することによって算定される。(2.1.2.1)

1 予想信用損失の方法論(2/4)

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ ECL算定は、規制上及び業界の最良の実務と整合する、PD・EAD・LGD・割引率の4つの要素に基づく。(2.1.2.2)■ ECLの測定は、当該エクスポージャーの当初認識以降の借手のSICRの有無に基づき測定方法が異なる。(2.1.2.4)■ SICRが無い場合(ステージ1)には、12か月のECLに基づき測定され、SICRが有る場合(ステージ2、3)には、全期間のECLで測定される。(2.1.2.4)■ PDは、EAD、LGD及び割引による影響と同様に、予想存続期間又はエクスポージャーの期間を反映する。エクスポージャーの存続期間にわたるの一連の期間(月次、四半期又は年次など)に対するこれらの要素をそれぞれ算定し、それらを合計することで全期間のECLを算出する。(2.1.2.7)	<p>一定の条件を満たす場合には、以下のアプローチが適用可能</p> <ul style="list-style-type: none">■ 満期までの期間アプローチ<ul style="list-style-type: none">➢ ローン期間内の個別のインターバルにおいてPD、EAD及びLGDの見積りは行わず、代わりに、残存期間におけるこれらパラメータの単一の見積りを用いて全期間のECLを測定する方法(2.1.3.2)■ 損失率アプローチ<ul style="list-style-type: none">➢ PD及びLGDは、現在の状況及び将来の状況に合わせて調整された損失の実績に基づいた1つの統合された測定値として評価される方法(2.1.3.3)■ セグメント・パラメーター<ul style="list-style-type: none">➢ 単一のPD及びLGDを、セグメント内の全エクスポージャーに適用する方法(2.1.3.4)

1 予想信用損失の方法論(3/4)

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ 単独で大きなエクスポージャー及び信用減損貸付金に係るECLは通常、個別に測定される。リテール・エクスポージャー及び多くの中小企業に対するエクスポージャーについて、借手に特有の情報が少ない場合には、ECLは集合的に測定され、延滞のような借手に特有の情報、損失の集合的な過去実績及び将来予測的なマクロ経済情報が考慮される。(2.1.2.8)■ エクスポージャーのステージ評価及び損失評価引当金の測定を集合的に行うため、銀行は、共通の信用リスク特性(地域等)に基づいてエクスポージャーをセグメントにグルーピングする。異なるセグメントは、異なるPD及び債務不履行事象における回収率を反映する。(2.1.2.9)	

1 予想信用損失の方法論(4/4)

準拠しないもの

- ECLに反映すべきではない市場金利の変動及び金利に対する調整を適切に加えずに、ECLの測定に公正価値モデルを使用すること。(2.1.4.1)
- IFRS第9号に基づく要求事項を反映するために調整が必要となるかどうかを評価することなく、規制上の目的で算定された予想損失を使用すること。(2.1.4.2)
- 集合的な評価及び測定に係るエクスポージャーのグルーピングを行った結果、信用リスク特性が共通しないセグメントとなり、そのためにポートフォリオ内の一部の信用リスクの変動が同ポートフォリオ内の他の部分のパフォーマンスにより隠されてしまう可能性があること。(2.1.4.3)
- 契約上の返済、予想されるローンの期限前返済及び予想される信用枠の使用による影響を排除すること。(2.1.4.4)

2 債務不履行(1/2)

- 「債務不履行」の概念は、SICRの評価(金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生のリスクの変動に基づき評価)に用いられる。また、ステージ1の金融商品については、今後12か月以内に生じ得る債務不履行事象のみに関するECLを認識する。(2.2.1.1)
- IFRSは、信用減損(「ステージ3資産」)の定義に合致している資産を開示すべきであること、及び信用減損の定義が、債務不履行及び見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼすその他の事象への言及を含むことを要求している。(2.2.1.1)
- IFRS第9号は、「債務不履行」の用語の定義は行っていない。その代わりに、各企業で定義することを要求している。使用された定義は、内部の信用リスク管理の目的で使用される定義と整合的でなければならない。適切な場合には、定性的な指標(例えば、コベナンツ)も考慮しなければならない。(2.2.1.2)
- 債務不履行は90日の期日経過となる時点よりも後で発生することはないという反証可能な推定があるが、債務不履行を定義する方法に関する追加的なガイダンスはない。(2.2.1.2)
- バーゼル合意のような規制関連の文献では、90日の期日経過というバックストップに加えて、低い支払可能性に関する指標(「UTP」)として知られる例示を提供している。これらのUTPは、債務不履行の規制上の定義を一部形成している。UTPは、IFRS第9号に基づく「信用減損金融資産」の定義に記載された事象に類似しているが、同一ではない。さらにバーゼル委員会は、IFRS第9号の会計処理目的で採用した債務不履行の定義が、規制目的で使用される定義によって形成されることを推奨している。(2.2.1.3)
- 使用される債務不履行の定義—例えば、債務不履行の定義としてIFRS第9号の信用減損の指標の定義を使用するか、あるいはバーゼル委員会の規則における債務不履行の定義を使用するか—は、PD、LGD及びEADの算出に影響を及ぼす。(2.2.1.4)
- 本項では、IFRS第9号における債務不履行の定義付けへの取組方針、上記相違点への対処方針について取扱う。(2.2.1.5)

2 債務不履行(2/2)

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none"> ■ 債務不履行の規制上の定義と、IFRS第9号における債務不履行の定義とを分析する。(2.2.2.1) ■ IFRS第9号の信用減損に関する全ての指標、規制上のUTP(債務不履行に含まれる)の全てが、IFRS第9号の債務不履行の定義付けの際に検討される。(2.2.2.2) 	<p>一定の条件を満たす場合には、以下のアプローチが適用可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 規制目的で開発されたモデルで使用される債務不履行の定義を修正せずに当該モデルを使用し、そのアウトプットに規制上及び会計上の定義における相違点の影響による調整を加える方法(2.2.3.1)
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 規制上及び財務報告上の双方の観点から統合的で単一の債務不履行の定義を適用する。(2.2.2.1) ➢ 規制上及び財務報告上で、別個の債務不履行の定義を適用する場合には、以下の対応が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> • 単一の定義付けができない正当な理由を文書化する。(2.2.2.1) • 信用減損金融資産がなぜ規制上は債務不履行とならないのか(その逆も然り)を説明し、その理由が正当であることを証明する。双方の定義の目的は類似しているため、例えばエクスポージャーが「支払いの見込みがない」とみなされるのと同時に信用減損していないとされる場合は、その説明がなされなければならない。(2.2.2.5) 	<p style="text-align: center;">準拠しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第9号におけるPDをモデル化する際に、その事業の信用リスク管理において実際にモニターされ観察される件数より少ない件数の債務不履行が捕捉される結果となるような債務不履行の定義を使用すること。(2.2.4.1) ■ 規制目的で設計された情報を、IFRS第9号に基づく使用に適合させるための調整が必要かどうかを評価せずに使用すること。(2.2.4.2) ■ 銀行が、より遅い債務不履行の要件の方が適切であることを立証するための合理的で裏付け可能な情報を文書化することなく、90日の期日経過のバックストップを適用しないこと。(2.2.4.3)

3 債務不履行確率:PD(1/3)

- ECLの算出時及びSICRの評価時の双方において、PDを重要な要素として使用する。(2.3.1.1)
- IFRS第9号で使用されるPDは、将来に関する経営者の現時点での見解を反映しなければならず、その見解は偏りのないものでなければならない(すなわち、保守主義であっても、楽観主義であってもならない)。(2.3.1.1)
- 12か月PD—今後12か月(又は、金融商品の残存期間が12か月未満の場合はその残存期間)以内に発生する債務不履行の予想確率である。これは、12か月ECLを算出する際に使用される。(2.3.1.3)
- 全期間PD—金融商品の残存期間にわたって発生する債務不履行の予想確率である。これは、「ステージ2」及び「ステージ3」エクスポージャーに関する全期間ECLを算出する際に使用される。(2.3.1.3)
- PDはさらに、残存期間における各期間の限界確率に細分化される場合がある。(2.3.1.3)

3 債務不履行確率:PD(2/3)

12ヶ月PD

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ 銀行はIFRS第9号に基づくPD算出の出発点として、内部格付 (internal ratings-based: IRB) モデルによるアウトプットを使用する(2.3.2.2)<ul style="list-style-type: none">➢ IFRS第9号上の目的で使用される場合、PDは適切に調整され、調整には下記が含まれる。<ul style="list-style-type: none">• (保守的ではなく)偏りのない見積りへの転換• 将来に関する経営者の現時点での見解を反映していない過去のデータ(例えば、スルー・ザ・サイクル(TTC))に偏った先入観の除去• 当該モデルで使用した債務不履行の定義と、IFRS第9号上の目的で使用したモデルとの一致• 将来予測的な情報の包含■ 新たなモデルを開発する(IRBモデルを有していない場合を含む)(2.3.2.3)<ul style="list-style-type: none">➢ すべての主要なリスク要因及びそれらの予測能力が、適切な期間にわたる過去のデータに基づいて識別及び測定されている必要がある。	<p>一定の条件を満たす場合には、以下のアプローチが適用可能</p> <ul style="list-style-type: none">■ 特定のポートフォリオに関する債務不履行の実績が十分でない場合(例:新商品のポートフォリオ)(2.3.3.1)<ul style="list-style-type: none">➢ 内部のベンチマークを類似するリスク・ポートフォリオに対して行う➢ リスク区分のレベルを下げる➢ 外部格付及び外部のベンチマークを使用する■ ロール・レート／遷移率のような簡易な集合的アプローチ(2.3.3.2)

3 債務不履行確率:PD(3/3)

全期間PD

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ 銀行が12か月PDモデルから構築する(2.3.2.5)<ul style="list-style-type: none">➢ エクスపోージャーの全期間にわたる債務不履行リスクの予想変動を反映するために、全期間PD曲線又は期間構造を導き出す。これには下記が含まれる。<ul style="list-style-type: none">• 当該ポートフォリオの過去の債務不履行データのソーシング• ヴィンテージ分析の実施• 長期間のトレンドの外挿(債務不履行データがエクスポージャーの最長期間にわたって入手可能ではない場合)• 適切に階層化されたレベルでの分析の実施	<p>一定の条件を満たす場合には、以下のアプローチが適用可能</p> <ul style="list-style-type: none">■ 12か月PDに対してより簡易な外挿技法を適用(2.3.3.4)<ul style="list-style-type: none">➢ デフォルト率はローンの全期間で変動しないという前提を置く。➢ 高度なアプローチを用いる場合に比べて少なめの区分を使用する。
準拠しないもの	
<ul style="list-style-type: none">■ 既存モデルを活用する場合に、合理的で裏付け可能な情報に基づき当該モデルがIFRS第9号の目的に適合していることの立証を行わないこと、また適切な調整や文書化を行わないこと。(2.3.4.1)■ 適切な裏付けの分析を行わずに、商品の残存期間にわたる債務不履行の限界率が一定であると仮定すること。(2.3.4.2)■ 十分な類似性がないエクスポージャーをグルーピングすること。(2.3.4.3)	

4 エクスポージャー期間、デフォルト時エクスポージャー：EAD(1/6)

- IFRS第9号は、銀行にEADのモデル化を明示的に要求していないが、ローン・エクスポージャーが時間とともにどのように変動すると予想されるかを理解することは、ECLの偏りのない測定にとって極めて重要である。特に、デフォルト・ポイントが数年後である可能性のある「ステージ2」のローンにとって重要である。(2.4.1.1)
- 予想されるエクスポージャーの減少(例えば、分割で返済されるローンに関するもの)を無視すると、ECLの測定が高すぎる結果となる可能性がある。一方、予想されるエクスポージャーの増加(リボルビング信用枠に係る合意された限度内の引出し等)を無視すると、ECLの測定が低すぎる結果となる可能性がある。(2.4.1.1)
- エクスポージャーの期間は、可能性のある債務不履行が考慮される期間を限定し、PDの決定及びECLの測定に影響を及ぼす。(2.4.1.2)
- 本項では、IFRS第9号上の目的でEADがどのように算定されるか、及びエクスポージャーの期間がどのように決定されるかについて取扱われている。(2.4.1.3)

4 エクスポートジャー期間、デフォルト時エクスポートジャー:EAD (2/6)

エクスポートジャー期間

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ エクスポートジャーの期間が契約期間全体とみなされる場合、過去の行動情報(例えば期限前返済に関する情報)がEADモデルに反映される。(2.4.2.3)■ エクスポートジャーの期間が過去の行動情報に基づいて算定される場合、銀行は、様々なポートフォリオ・セグメントに関する異なる行動予測上の存続期間を反映するために、適切なセグメンテーションを検討する。更に、銀行は、過去の行動情報が現状及び将来予測的な情報を捕捉しているか、又は調整が必要かを検討する。(2.4.2.4)	<ul style="list-style-type: none">■ エクスポートジャーの期間がIFRS第9号に規定された期間全体より短いとみなされる場合(例:残高の特定の割合が返済された時点)、銀行は、残りの残高に対して、このより短い期間を選択することのECLへの影響が重要ではないことを証明する、合理的で裏付け可能な情報を提供しなければならない。(2.4.3.1)■ そうでなければ、高度なアプローチで詳述されたすべての原則が、より単純な導入に対しても適用される。但し、各原則に対処する際に要求される詳細さのレベルは軽減される場合がある。(2.4.3.2)

4 エクスポート期間、デフォルト時エクスポート期間：EAD (3/6)

エクスポート期間

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ リボルビング信用供与枠(すなわち、ローンと未使用コミットメント部分の両方を含み、銀行が返済を要求し未使用コミットメントを解約する契約上の能力が、信用損失に対しての銀行のエクスポート期間を契約上の通知期間に限定しないもの)については、エクスポート期間の期間は、信用リスクを緩和させる、銀行の予想される信用リスク管理行動を考慮することで決定される。(2.4.2.5)<ul style="list-style-type: none">➤ 通常の信用リスク緩和プロセス、過去の実務慣行及び将来の意図並びに予想される信用リスク緩和行動を検討する。➤ これらの行動タイプそれぞれの結果として、実務上、実際に何が起こるかを分析するとともに、そうした行動が実行され、エクスポート期間の存続期間に影響を及ぼすという十分な過去の証拠が存在することを示す。その分析では、類似した金融商品について、銀行が信用リスクに晒された期間や、信用リスクの著しい増大の後、債務不履行が発生するまでの期間の長さに関する、過去の情報及び経験を考慮する。	

4 エクスポートジャー期間、デフォルト時エクスポートジャー:EAD (4/6)

エクスポートジャー期間

準拠しないもの

- エクスポートジャーの期間を、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間よりも短く又は長く定義すること(一部のリボルビング信用供与枠を除く)。(2.4.4.1)
- 合理的で裏付け可能な情報に基づく将来予測的な予想と整合しているかを評価せずに、エクスポートジャーの期間がローンの過去の平均存続期間と等しいと判断すること。(2.4.4.2)
- IFRS第9号5.5.20項の適用範囲内のリボルビング信用供与枠について、法的強制力のある契約期間を使用すること(一部の例外を除く)。(2.4.4.3)
- IFRS第9号5.5.20項の適用範囲内のリボルビング信用供与枠のエクスポートジャーの期間を決定する際に、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な、関連するすべての過去の情報を考慮しないこと。(2.4.4.4)

4 エクスポージャー期間、デフォルト時エクスポージャー:EAD (5/6)

デフォルト時エクスポージャー:EAD

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ EADのモデリング・アプローチは、現行の契約条件で認められているローン・エクスポージャーの存続期間にわたる残高の予想される変動(例:期限前返済)を反映する。(2.4.2.6)■ 将来の各月末における見積エクスポージャーを計算するためにキャッシュ・フロー・モデルを使用する。このモデルは、EIRやマクロ公正価値ヘッジ目的で使用される同様のモデルと整合的である。(2.4.2.7)■ このキャッシュ・フロー・モデルはさらに、債務不履行前の数ヶ月間におけるEADの変動を反映している。例えば、債務不履行前3ヶ月間の利払いが滞るという予想を反映して、当該利払いがEADに含まれる場合がある。(2.4.2.8)	<p>一定の条件を満たす場合には、以下のアプローチが適用可能</p> <ul style="list-style-type: none">■ 銀行が残りの存続期間にわたるEADの代用数値として現在の12か月EADの近似値を使用する。(2.4.3.3)■ セグメント化されたクレジットコンバージョンファクター(CCF)モデルを使用する。(2.4.3.4)■ より少数のレベルのリスク区分を使用する。(2.4.3.5)

4 エクスポート期間、デフォルト時エクスポート: EAD (6/6)

デフォルト時エクスポート: EAD

準拠しないもの

- 他の目的(自己資本規制等)で開発された新規又は既存のEADモデルを、当該モデルがIFRS第9号に基づく目的に適合することを証明せずに使用すること(インプット及びインプットに対する調整の網羅性及びそれらの根拠の正当化及び文書化を含む)。(2.4.4.5)
- 適切な理由なく、12か月EADを全期間EADの代用数値として使用すること。(2.4.4.6)

5 デフォルト時損失率:LGD(1/5)

- 限界損失合計アプローチの主要な構成要素である。(2.5.1.1)
- 予想キャッシュ・フローを直接計算している銀行については、PDとLGDの組合せが、契約上のキャッシュ・フローの予測から予想キャッシュ・フローを計算するために使用される。(2.5.1.1)
- LGDの見積りは将来予測情報を考慮すべきである。(2.5.1.1)

5 デフォルト時損失率:LGD(2/5)

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ LGDをモデル化する方法論は、該当する場合、構成要素レベルで設計される。それによってLGDの計算は一連のドライバーに分解される。(2.5.2.2)■ 有担保エクスポージャーについて、そのアプローチは最低でも次の構成要素を考慮する。(2.5.2.3)<ul style="list-style-type: none">➢ 将来の担保評価の予測(予想される売却ディスカウントを含む)➢ 担保の実現(又は他の回収)の時間➢ 同じ相手先に対して多数のエクスポージャーがある場合のエクスポージャー全体にわたる担保の割当(根担保)➢ 治癒率(存続期間内の再デフォルトの計算について、銀行がどのように考察したか考慮することを含む)➢ 担保実現のための外部コスト■ 無担保エクスポージャーについて、そのアプローチは最低でも次の構成要素を考慮する。(2.5.2.4)<ul style="list-style-type: none">➢ 回収までの時間➢ 回収率➢ 治癒率(存続期間内の再デフォルトの計算について、銀行がどのように考察したか考慮することを含む)	<p>一定の条件を満たす場合には、以下のアプローチが適用可能</p> <ul style="list-style-type: none">■ LGDの一部の構成要素に関するポートフォリオ平均を使用する。(2.5.3.1)■ 分析を裏付けるために使用されるデータ履歴が、LGD分析に使用される変数の全範囲よりも短い、もしくは、その範囲をカバーしない。(2.5.3.3) <p>なお、より単純なアプローチを使用する場合であっても、実施される分析の深度は浅いかもしれないが、見積りには依然としてマクロ経済への依存性を考慮する。(2.5.3.2)</p>

5 デフォルト時損失率:LGD(3/5)

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ 構成要素の見積りでは、関連ドライバーの範囲(地理(相手先及び担保の所在地)及び信用エクスポージャーの序列を含む)を考慮する。(2.5.2.5)■ LGDの見積りは、バイアスがかからないようにエクスポージャーの予想変動(EADのモデル化に使用された仮定と整合的なもの)を反映する。(2.5.2.6)■ 構成要素の数値がマクロ経済的要因に依存するかどうかを検討し、そのような依存性は、関連する将来予測情報を考慮することにより、モデル化に反映される。特に、不動産担保付エクスポージャーについては、銀行は不動産価格とマクロ経済変数の間の相互依存性を検討する。(2.5.2.7)■ LGDの構成要素間の相関性又は相互依存性があるかどうかを検討し、次に、その相関性をLGDの見積りに反映する。(2.5.2.8)	

5 デフォルト時損失率:LGD(4/5)

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ 予想される時期を考慮したキャッシュ不足額について、EIRを用いた割引を反映する。規制上のLGDの数値が起点として使用される場合、規制上のLGDの数値に固有の異なる割引率の影響が調整される。更に、起点として使用される規制上のLGDの数値がバイアスのかかった結果につながり得るフロアを含んでいる場合には、これらのフロアはIFRS第9号の目的上、取り除かれる。(2.5.2.11)■ IFRS第9号のLGDは、エクスポージャーの条件にとって不可欠であるが個別には会計処理されない信用補完のみを反映する。規制上のLGDの数値が起点として使用され、IFRS第9号の目的上は含めてはならない信用補完(例えば、クレジット・デフォルト・スワップ)が反映されている場合には、その影響が取り除かれる。(2.5.2.12)	

5 デフォルト時損失率:LGD(5/5)

準拠しないもの

- LGD又はその構成要素のマクロ経済への依存性に関して分析を実施しないこと。(2.5.4.1)
- 分析無しに、規制上のLGDの数値を使用すること。(2.5.4.2)
- LGDの期間構造をモデル化する場合に担保の数値を更新しないこと。(2.5.4.3)

6 割引(1/3)

- ECLに、貨幣の時間的価値を反映するために、デフォルトに関連するキャッシュ不足額を貸借対照表日まで割戻すことが要求される。割引きにおいては、実効金利(EIR)(すなわち、金利収益を認識するために使用されるのと同じレート)又は近似値を使用する。(2.6.1.1)
- デフォルト事象及び／又は関連するキャッシュ不足額が、将来長い期間にわたって発生する可能性があるため、割引の影響は重要となるかもしれない。(2.6.1.2)

6 割引(2/3)

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ 割引率はEIRである。金融保証契約については、割引率は貨幣の時間的価値及びそのキャッシュ・フロー特有のリスクに関する現行の市場における評価を反映する。これがEIRの合理的な近似値を表す場合、割引率はポートフォリオ平均に基づくかもしれない。(2.6.2.2)■ 貨幣の時間的価値の巻き戻し(ECLは期間毎に再計算される)は個別に追跡される。その結果、金融資産の総額での帳簿価額が他の方法で計算される場合、信用減損資産の金利収益の金額に対して適切な調整を行うことができる。(2.6.2.4)■ 変動金利資産については、EIR計算に使用されるベンチマーク金利は、現行のベンチマーク金利又はフォワード・イールドカーブに基づく予想レートのいずれかになるかもしれない。(2.6.2.5)■ 金利収益を認識するために使用されるレートとキャッシュ・フローを予測及び割引きするために使用されるレートの間には一貫性がある。(2.6.2.5)	<p>一定の条件を満たす場合には、以下のアプローチが適用可能</p> <ul style="list-style-type: none">■ ポートフォリオの見積平均回収期間を使用して、貨幣の時間的価値を、ECL計算に反映させる。(2.6.3.1)■ 信用減損資産の正味帳簿価額に係る金利収益を認識するという要求事項を考慮するために、当該資産に関する平均ECL残高にポートフォリオのEIRを乗じることにより計算する。(2.6.3.2)

6 割引(3/3)

準拠しないもの

- 適切な調整をせずに又は当該調整の影響が重要ではないことを証明せずに、IFRS第9号ECL/LGDの計算において、規制上の目的のために使用された割引を使用すること。(2.6.4.1)
- その使用がIFRS第9号に適切かどうか評価せずに、特にIFRS第9号に基づき残高が割引きされる可能性のある期間がより長い場合に、IAS第39号のEIRの近似値を使用し続けること。(2.6.4.2)
- ECLにおいて貨幣の時間的価値の影響を反映しないこと。(2.6.4.3)
- ポートフォリオのEIRに適切に近似していない割引率(例えば、現在の資金調達レート又はリスク・フリー・レート)を使用すること。(2.6.4.3)

7 ステージ評価(1/8)

- ステージ評価は(特に長期のポートフォリオに関しては)報告される利益及び資本に重要な影響を与える可能性がある。(2.7.1.1)
- ステージ評価は、財務諸表に対する注記においてエクスポージャーがどのように開示されるかについても影響を与える。(2.7.1.1)
- 本項では、ステージ評価を検討する際に銀行が採用する可能性のある手法及び必要な判断について取扱う。(2.7.1.2)

7 ステージ評価(2/8)

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ 信用リスクの変動を評価するための銀行のプロセスには多数の要因があり、3つの主要な要素(又は「柱」)がある。(2.7.2.1)<ul style="list-style-type: none">➢ 定量的な要素(すなわち、報告日現在のPDと当初認識時のPDの定量的な比較を反映する。)➢ 定性的な要素➢ 「バックストップ」となる指標■ コーポレート及び商業向け等のより大きなエクスポージャー(2.7.2.2)<ul style="list-style-type: none">➢ 評価は通常、エクスポージャーの内部信用格付、並びに個別の借手に特有の将来予測的な情報と、マクロ経済、商業セクター及び地域の将来予測的な情報の組み合わせ(当該情報が格付プロセスにおいてまだ反映されていない範囲で)により行われる。	<ul style="list-style-type: none">■ 定性的評価がより重要な役割を果たす可能性が高いが、定量的なPDの測定において反映されなかった信用リスクの増大に関する定性的な指標を反映するために、ECLを測定する際にどのPDの再測定が要求されるかに関して検討が必要となる。(2.7.3.1)■ 例え銀行がエクスポージャーの全期間のPDにおける変動を評価できない場合でも、全期間のECLは、一般的に金融商品が期日経過となる前に認識されると予想される。したがって、SICRの評価は、期日経過、信用調査スコア等のその他の借手固有の遅効性の行動指標だけでなく、過大なコストや労力を掛けずに入手可能な将来予測的な情報を使用することにより、行われなければならない。(2.7.3.2)■ 12か月のPDの変動を利用することが合理的な近似値であるという証拠を銀行が示した上で、全期間のPDではなく、12か月のPDの変動を使用する。(2.7.3.3)■ 高度なアプローチによらないステージ評価であっても、依然としてPDと起こりうるマクロ経済シナリオの範囲から生じる予想信用損失の非線形性を考慮しなければならない。(2.7.3.5)

7 ステージ評価(3/8)

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ リテール向けエクスポージャー(2.7.2.3)<ul style="list-style-type: none">➢ 個別の商品レベルでの将来予測的な情報を使用し、過大なコストや労力を掛けない限り、信用リスクの著しい増大は通常は評価されない。そのため評価は、関連するすべての信用情報(将来予測的なマクロ経済の情報を含む)を取り込む集合的なベースで行われる。➢ 共通の信用リスク特性に基づきエクスポージャーをグループ化する。■ 事後的にSICRを判断するための基準を設定するため、すべてのエクスポージャーは当初認識時において将来予測的な信用評価の対象となる。(2.7.2.5)■ ステージ評価には、信用リスクを測定及び監視するために銀行により使用されるプロセスに関連するすべての情報が使用される。(2.7.2.6)■ 特定の商品に関するSICRの評価は、その他の商品について銀行が利用可能な情報により、情報がもたらされる。例えば、モーゲージローンに信用リスクの著しい増大が生じたかどうかの評価には、顧客の口座又はクレジット・カードの利用から明らかになる行動を利用することがある。(2.7.2.7)	<ul style="list-style-type: none">■ 以下の情報は、通常は入手可能とみなされ、過大なコストや労力を掛けずに利用可能である。(2.7.3.6)<ul style="list-style-type: none">➢ 信用リスクを管理するために銀行がすでに保有している情報➢ 信用調査機関から購入可能な情報(他の銀行における信用損失実績等)➢ 経済予測会社又は外部格付機関から購入可能な情報➢ 市場データから入手可能な情報(債券又はCDSスプレッド等)

7 ステージ評価(4/8)

定量的な要素

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ 定量的な要素は信用リスクの著しい増大に関する主要な指標であり、定性的な要素は補助的な役割を果たしている。(2.7.2.8)■ 定量的な要素は以下を比較することにより全期間のPDの変動に基づき計算される。(2.7.2.9)<ul style="list-style-type: none">➢ 報告日現在の残りの全期間のPD➢ エクスポージャーの当初認識時の事実及び状況に基づき見積られた、その時点での残りの全期間のPD(期限前返済の見込みに関連する変動を調整後)■ PDは将来予測的であり、ECLの測定に使用されたものと同様の手法及びデータに基づき、起こりうるマクロ経済シナリオの範囲から生じる信用損失の非線形的な性質を反映する。(2.7.2.10)■ 銀行は、信用リスクの著しい増大を示すPDの相対的な量的増加に関する基準を定める。SICRの閾値は、当初認識時のPDの水準により異なる。(2.7.2.11)	

7 ステージ評価 (5/8)

定性的な要素 1/2

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ 一般に、信用リスクの増大を示す定性的な要因は、適時にPDモデルに反映される(定量的評価に含まれる)が、定性的な要因に関して、現在のすべての情報を含めることが可能でない場合、個別に検討される。(2.7.2.12)■ 定量的評価において使用されたPDの計算に含まれていない信用リスクの増大を示す定性的要因が存在する場合、定性的要因が存在する場合、PDを再測定するか、ECLの計算時にその見積りを調整する。(2.7.2.13)■ コーポレートに関して監視される定性的指標には以下が含まれる。(2.7.2.15)<ul style="list-style-type: none">➤ ウォッチリスト上のエクスポージャー■ リテールに関して監視される定性的指標には以下が含まれる。(2.7.2.16)<ul style="list-style-type: none">➤ 支払猶予、支払停止又はコベナント違反の見込み➤ 信用及び支払能力のスコア➤ クレジットカードの利用に関する変化➤ 死亡、失業、破産又は離婚等の事象➤ モーゲージに関するネガティブ・エクイティ(特にインタレスト・オンリーの場合)	

7 ステージ評価(6/8)

定性的な要素 2/2

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ エクスポージャーに影響を与える複数の定性的指標が存在する場合、又は定性的指標が数値で測定される場合(信用スコア等)、銀行は様々な指標にどの程度の重きを置き、評価においてこれらをどのように統合するかを設定する。(2.7.2.17)■ 定性的な指標に基づきエクスポージャーがステージ2に移行された場合、当該指標が引き続き存在するか、又は変動したかどうかを銀行は監視する。定性的指標から生じたSICRが解消された場合には、当該エクスポージャーはステージ1に戻される。(2.7.2.18)■ 一部の定性的な指標(例えば延滞又は支払猶予)は、指標自体が消えた後にも残存する債務不履行リスクの増大の指標となる可能性があり、銀行は、債務不履行リスクが十分低減した時にのみエクスポージャーをステージ1に戻す(「観察期間」と呼ばれることがある)。(2.7.2.18)■ 全期間のPDに与える影響を踏まえ、観察期間の設定に関する方針を決定する。(2.7.2.18)	

7 ステージ評価(7/8)

「バックストップ」となる指標

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ 30日超の期日経過又は支払いが猶予された商品は通常、SICRがあるとみなされ、また信用減損している可能性がある。(2.7.2.19)■ 契約上の支払いが30日超期日経過している場合には信用リスクが著しく増大しているという反証可能な推定が存在する。当初認識時以降にSICRがない事を証明する合理的で裏付け可能な情報を有していない限り、この推定は適用される。(2.7.2.19)■ 当該期日経過した商品に関する取扱方針を決定し、当該方針を一貫して適用する。また当該エクスポージャーに対する観察期間に関する方針を適用する。(2.7.2.19)■ 上記以外に、バックストップとなる指標が存在する可能性がある。(2.7.2.20)	

7 ステージ評価(8/8)

準拠しないもの

- ポートフォリオのすべてのエクスポージャーに対して適用される絶対的なPD又は信用格付の閾値に基づき信用リスクの著しい増大を評価する(一部の例外を除く)。(2.7.4.1)
- 損失のリスク又はECLの変動(債務不履行リスクではない)に基づいて、SICRが存在するかどうかを評価すること。(2.7.4.2)
- 異なる時点で組成され、異なる当初認識時点のPDを有する、同一の取引相手に対する複数のエクスポージャーが存在する場合の影響を評価・調整することなく、債権単位ではなく、債務者単位でのみSICRを評価すること。(2.7.4.3)
- 分析無しに、規制上の目的のために作成された情報を利用すること。(2.7.4.4)
- 予想存続期間及び債務不履行リスクの関係を考慮に入れない方法で、報告日現在の残存する全期間のPDと当初認識時の全期間のPDを比較することにより、PDの著しい増大が存在しないことを定量的な根拠により結論付けること。(2.7.4.5)
- ステージ評価とECL計算で、整合的でない将来予測情報を利用すること。(2.7.4.6)
- SICRを評価するために、延滞又はその他十分に将来予測的でない指標にのみ依拠すること。(2.7.4.7)
- 合理的で裏付け可能な証拠なしに30日超の期日経過の推定を反証すること。(2.7.4.8)
- 銀行が引き続き借手に対して貸付を実施、又は貸付を準備していることを根拠にSICRが存在しないと結論付けること。(2.7.4.9)
- 十分な分析無しに、SICRの評価に12か月のPDの変動を利用すること。(2.7.4.10)

8 マクロ経済予測及び将来予測的な情報(1/4)

- ECLの測定は、一定範囲の生じ得る結果を評価し、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関する、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用することにより算定される、偏りのない確率加重金額である。(2.8.1.1)
- 異なる将来予測的なシナリオと関連する信用損失との間に非線形の関係がある場合、上記の目的を満たすためには、予想信用損失の測定に複数の将来予測的なシナリオを織り込む必要がある。(2.8.1.2)
- 本項では、ECLの見積りに対する、異なる将来予測的な情報の織込み方法について取扱う。(2.8.1.3)

8 マクロ経済予測及び将来予測的な情報(2/4)

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">■ ECL計算に対して、異なる将来予測的な情報を考慮する全体的なアプローチには、以下のいずれかが含まれる。(2.8.2.1)<ul style="list-style-type: none">➢ 選定した複数のシナリオのそれぞれについて、各シナリオの発生可能性で加重して算定した信用損失の加重平均金額に、「追加」要素に関する個別の修正を加減算した金額を採用する。➢ (上記の方法の代用として)基本シナリオについて算定した信用損失に、他の発生可能性の低いシナリオの影響及び結果として生じる非線形の影響を加減算し、「追加」要素に関する個別の修正を加減算した金額を採用する。■ 上記のアプローチには、以下の原則が適用される。(2.8.2.3)<ul style="list-style-type: none">➢ 経済シナリオの数:重要な非線形性を捕捉する代表的なシナリオがモデル化される。➢ 代替的な経済シナリオの決定:過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報をすべて考慮する。➢ 代表的なシナリオ:使用する上昇シナリオ及び下降シナリオは、使用される範囲及び加重が代表的でないような極端なシナリオに偏らない。特に、「業界で広く監督目的で策定されているストレス・シナリオ」は、会計目的で直接的に使用することを意図したものではない。	<p>一定の条件を満たす場合には、以下のアプローチが適用可能</p> <ul style="list-style-type: none">■ 左記原則への対応において使用する詳細さのレベルが比例的に低くなる。(2.8.3.1)■ 観察された債務不履行／信用損失とその時点での景気循環における全体的な位置との過去の関連性に関してより単純な分析を行なう。そして、景気循環内の異なる将来の予想時点におけるECLの見積りにこれを使用する。(2.8.3.2)■ 分析のために自身のデータを有していない場合、業界データ等の利用可能な外部のデータソースを利用する。(2.8.3.2)

8 マクロ経済予測及び将来予測的な情報(3/4)

高度なアプローチ	より単純なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">➤ 基本シナリオ:財務諸表における他の見積り(例えば、繰延税金資産の回収可能性及びのれんの減損評価)、予算、戦略上の計画及び資本計画、銀行が管理・報告に使用する他の情報に関連するインプットと整合している。➤ 感応度及び非対称性:選定したシナリオは代表的で、ECLの主要な決定要因(特にポートフォリオ内の非線形・非対称の感応度)を考慮したものである。➤ パラメーターの調和:パラメーター間の予想されるあらゆる相関やその他の相互関係(例えば、失業率の上昇により金利の低下が生じることが予想される)を考慮する。➤ 修正の粒度:発生可能性の低いシナリオの影響及び結果として生じる非線形の影響を反映するための個別にモデル化された修正の計算は、質的に異なるリスクの特徴及び感応度を考慮した、適度に低いレベルの粒度で行なわれる。➤ 「追加」要素:ECLのモデル化において明示的に織り込まれないとはいえ、将来の生じうる結果と考えられ、ECLに重要な影響を及ぼしうる重要なシナリオ又は事象のリストを作成し、報告日において、「追加」要素に関して認識したECLを修正すべきかどうかを評価する。	

8 マクロ経済予測及び将来予測的な情報(4/4)

準拠しないもの

- ポートフォリオに関して、単一の将来の経済シナリオのみを検討し、非線形の影響を考慮するために個別の修正を行わないこと。(一部の例外を除く)。(2.8.4.1)
- 内部でのみ策定された予測、又は単一の外部のデータソースのみを参照した予測。銀行は利用可能なデータソースをすべて調べる必要はないが、使用した情報が合理的で裏付け可能であることを確保するために、さまざまなデータソースからの情報を検討し、銀行自身の将来の予測を裏付けるか、又は予測と矛盾するかを理解しなければならない。(2.8.4.2)

Deloitte. トーマツ.

デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。